

日 時	令和元年9月11日(水) 午後2時00分から4時00分
場 所	さいたま商工会議所会館4階 第2・第3会議室
出席者数	9名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、徳田委員、泉谷委員、志村委員、根岸委員、小谷野委員、高野委員
欠席委員	鈴木委員、飯塚委員、鳥居委員、張替委員、中村委員
諮問事項 その他	(1) 令和元年度埼玉県推奨図書について(諮問) (2) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について(諮問) (3) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について (4) 青少年健全育成の現場からの報告

## 1 開会

## 2 議事録署名委員の指名

泉谷委員、志村委員

## 3 議事要旨

### 議事（1）令和元年度埼玉県推奨図書について（諮問）

事務局及び優良図書選定委員会の天達会長から資料1-1から資料1-5に基づき説明し、推奨候補図書の30冊を閲覧後、委員から次のとおり質疑等があった。

（東会長）

推奨候補図書の30冊について天達会長及び事務局から説明があったが、質疑等はあるか。

（小谷野委員）

素晴らしく、バランスの良くとれたいい本がたくさんあったと思う。

教えていただきたいのだが、乳幼児と小学校低学年向けなどは読み聞かせと自分で読むものと両方あるが、子供によって異なるし、小学校低学年といっても1年生と2年生では違うので難しい部分はあると思うのだが、どのように選定したのか。

（天達会長）

基本的には絵本にカテゴリー分けされるものが多いが、読み聞かせなどで子供たちに見せながら読むということを想定して選んだ本もある。あるいは、そばで多少手助けしながら自分の力で読めるような本もある。作品の中身が乳幼児の発達にふさわしい内容であるという観点で選んだものもある。部会の中で読んだ際もこの作品についてはこういう観点でという意見が出ながら、バランスよく選んだと考えている。

（小谷野委員）

ダンゴムシを題材とした本が選ばれているが勇気のいる選択だったと思う。もっとかわいい虫もあったと思うが、選定の際にどういう思いや苦労があったのか。

(天達会長)

誰もが選ぶような本だけではなく、なかなかこういう場でないと紹介することが少なかったり、他とは違う視点でこういう本があることを周知することによって新しいことに気付かされたりという部分もあると思う。バランスよくそれぞれ違う角度で選定した。

(東会長)

小学校高学年向けの「ゆかいな床井くん」だが、認定基準は(11)「その他青少年の健全育成に特に役立つもの」となっている。

基準(11)に該当する図書はこれだけだが、この基準で選定された理由は何か。

(事務局)

理由の中で申し上げたとおり、主人公の言葉づかいや伝え方が、うまくその場を和らげてくれるような感じを受けた。認定基準に照らし合わせた際、うまく合うものがなくこの基準にしたと聞いている。

ちなみに、「ゆかいな床井くん」という題名自体が言葉遊びとなっている。

(天達会長)

本を読むことは、その内容に自分の気持ちが惹き込まれていって自分の考え方に対して影響を受けるきっかけになる。また、言葉に対する関心を高める。私は中学校の国語の教員だったが、言葉は子供たちが慈しんだり面白がったり、大切に思ったりという観点で読書するのもあると思っている。

「ゆかいな床井くん」や「おにのおにいさん」は、おそらく読むと思わずにこっとする内容である。そういう本に巡りあうことで言葉の面白さに気付く面もあると思う。しかし、なかなか当初の選定基準にうまく合致するものがなかった。そのため、あえてこの基準を選んだ。

(根岸委員)

推奨図書リーフレットは学校で配布されるようだが、良い本が選ばれているので、県の費用で小学校や中学校に本を配ったほうがいいのではないか。子供たちが目にする機会があるのか。

(天達会長)

各学校の予算に基づいて今年度の図書については、夏休み前に購入され

ている。推奨されたという理由でその年度に配架されるということはないと思われる。県の図書館協議会等で周知することで少しずつ広まっていくのではないかと考えている。

(根岸委員)

良い本を選んでもらっているのもったいない。是非読んでもらいたいものである。

(天達会長)

私も優良図書選定委員会の委員にならないと絵本や中学生向け以外の本に触れる機会はなかった。良い本が多いなと気づかされた。

(泉谷委員)

青少年の育成の観点から、県条例の第11条にある有害図書にあたるようなものはこの中にはないと思う。知事へ推奨するものとしてふさわしい。

(東会長)

他に意見等あるか。

異議がなければ、今回諮問を受けた図書については、全て推奨すべきものとして知事に答申することによろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

それでは、全て推奨すべきものとして知事に答申することとする。知事への答申については後程、事務局を通して提出する。

## 埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準の改定について

事務局から資料1－6に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

新しく加わった(2)イの「自らの生き方を内省するきっかけとなるもの」にある「内省」は、一定の年齢以上でないと難しいのではないか。また「自らの生き方」については、学習指導要領を参考にするのであれば、小学校は「自己の生き方」と表現している。中学校は「人間としての生き方」、高等学校は「人間としての在り方生き方」となっている。「人間として」ではなく「自ら」に限定した理由はあるか。

(事務局)

まず、「自ら」と「人間として」の区別は特に意識していなかった。単純に「自分としては」の意味として使っていた。

また、「内省」が難しいということであれば「生き方を振り返る」等の表現に変更しても良いかもしれない。

(東会長)

学習指導要領だと「内省」ではなく「考える」となっている。そのほうが分かりやすいと思うが、選定の際に「内省」の方が良ければそれでも構わない。また、可能であれば「自ら」だけではなく「人間としての生き方」と入れても良いと思う。

(徳田委員)

自己肯定感の問題は色々なところで指摘されていると思うが、「内省する」というとネガティブな印象がある。本を通して自分を肯定する力を身に付けるという方向も盛り込むとよいのではないか。

(事務局)

「内省」よりも「考える」という方が両方向からしっくりとするかもしれない。

(東会長)

修正、変更は可能か。

(事務局)

まだ素案の段階であり、審議会での議論を通して変更できるものである。  
改めて検討させていただく。

(東会長)

カテゴリー分けをしたことで分かりやすくなった。これにより選定もしやすくなるのであれば良いことであるし、言葉を楽しむという項目が入ったことも良いと思う。

他に意見等はあるか。

〔意見等なし〕

では、事務局の方で今回出た意見を勘案して、対応をお願いしたい。

## 議事（２）埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について（諮問）

事務局から資料２に基づき、説明を行った。

（泉谷委員）

自動販売機の設置業者については、届出制なのか。

（事務局）

設置する場合には届出をしなければならない。

（泉谷委員）

どこに届け出るのか。

（事務局）

条例に基づく図書等の自動販売機については、各市町村へ届出を出してもらい、それが地域振興センター及び青少年課に経由事務という形で回ってきている。

なお、現在、県内には73台届出されている。

（東会長）

一括整備法ということはそれにあわせて改正が必要ということか。

（事務局）

そのとおりである。

（東会長）

他に質疑等はあるか。

〔質疑等なし〕

諮問した内容について審議会としては異議なしとしてよいか。

（全委員）

異議なし。

（東会長）

それでは、異議なしとして知事へ答申することとする。

知事への答申については、後程、事務局を通して提出する。

### 議事（３）埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について

事務局から資料３－１及び資料３－２に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

（東会長）

最新値では、指標 NO.1「地域の力を得て実施する子供の体験教室の参加者数」が減少している。また、指標 NO.2「身に付けている『規律ある態度』の状況」の「①児童生徒の８割以上が身に付けている『規律ある態度』の項目数の割合」のうち小学校の割合が、やや下がっている。この２つについては今後の推移を注視するが、その他は順調に目標値に近づいているということでしょうか。

（事務局）

そのとおりである。

（東会長）

その他、質疑等あるか。

〔質疑等なし〕

今後もどのように進捗していくのか、報告をお願いします。

（事務局）

承知した。

### 議事（４）青少年健全育成の現場からの報告

高野委員がパナマ共和国で開催された OME P（世界幼児教育・保育機構）の学会等の内容及び富士見市での青少年健全育成活動等の報告があった。

以上